

## 出張旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は一般社団法人全国コミュニティ財団協会（以下、「協会」という。）の業務として役職員等が出張した場合の旅費の支給について定める。

### (出張命令)

第2条 出張命令は、業務の円滑な遂行を図るため必要と認められるとき出張者の上司が発するものとする。

2 上司とは、出張者が役員及び事務局長の場合は会長または業務執行理事、出張者がその他の職員である場合は事務局長とし、これをもって承認者とする。

3 当該上司は、既に発した出張命令等を変更（取消しを含む）することができる。

4 前項による出張命令は、別に定める様式による出張計画申請書に当該出張に関する事項を記載し、これを承認者に提出するものとする。ただし、この手続きをする時間がないときは口頭によることができる。この場合は事後すみやかにこの手続きをして、承認者に提出するものとする。承認者が出張計画を承認した時点で出張命令が発せられたものとする。

### (旅費)

第3条 旅費は、交通費、宿泊費、日当とする。

2 交通費、宿泊費の額は【別表1】、【別表2】および【別表3】のとおりとする。

3 日当は宿泊を伴う場合のみ、1日あたり1,000円を支給することができる。

### (交通費支給の原則)

第4条 出張の際は原則、公共交通機関を利用することとし、交通費は経路に従い、経済的、かつ、適正な交通手段による実費を支給する。

2 自家用車で出張したときは、【別表2】の金額で計算し支給する。

3 承認者が妥当と判断した場合は、タクシー・レンタカーの利用を認める。

4 グリーン車やスーパーシートの利用は原則、認めない。

5 海外出張の場合、交通費は【別表1】の金額で計算して支給し、自家用車の利用は認めない。

### (宿泊費支給の原則)

第5条 業務上宿泊が必要と認められる場合に宿泊費を支給する。

2 原則業務が複数日に渡る場合に宿泊を認めるが、業務が深夜または早朝のため移動

が困難、または過度な負担が強いられる場合は、前泊・後泊を認める。

- 3 宿泊費は【別表3】に定める額を限度額に実費を支給する。
- 4 承認者がやむをえないと判断した場合は、規定金額を超えて実費を支給する。
- 5 出張期間中に就業規則に定められた休日がある場合、その休日に業務を行ったか否かに関わらず、宿泊費を支給する。
- 6 以下の場合には宿泊が伴っても宿泊費を支給しない。
  - ① 当協会が宿泊場所を提供したとき
  - ② 講師派遣などにより依頼元が宿泊費を負担した場合
  - ③ 寝台車、夜行の電車・バス・船舶・飛行機などを利用した場合
  - ④ 実家など宿泊費が発生しない場所に宿泊した場合
- 7 海外出張の場合、宿泊費は【別表2】に定める額にかかわらず、出張地の実情を考慮して妥当であると会長が認めた額を支給する。

(その他の費用)

第6条 出張中において業務に付随して支出したその他の費用は、その実費を支給する。

(自家用車の使用)

第7条 業務の事情により移動・運送手段として使用する自家用車は、車検証を備え、かつ、必要な保険料および諸税金が遅滞なく支払われているものに限る。

- 2 交通法規を遵守し、常に安全運転に細心の注意を払わなければならない。
- 3 自家用車の使用は、事前に承認者の許可を得た場合に限る。

(出張中の事故)

第8条 出張中の業務中以外の事故に関しては、当人の責任において処理する。

(出張中の就業期間)

第9条 出張中の勤務は、就業規則に定める所定就業時間を勤務したものとみなす。

(旅費の仮払い)

第10条 出張者は、承認者が必要と判断した場合には、所定の手続きを経て出張に必要な旅費の仮払いを受けることができる。

(旅費の精算)

第11条 出張者は、帰着後すみやかに、旅費を精算しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、承認者の許可を受けたうえで精算を遅らせることが

できる。

2 出張者は、所定の「出張旅費精算書」を作成し、承認者の許可を受けたうえ、その都度通貨で支給する。

(規格外事項)

第12条 この規程に定めのない事項については、会長が決定する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は2017年4月1日より施行する。

この規程の変更は、2022年3月23日より適用する。

本規程は理事会の決定に基づき、各種委員会のメンバー・アドバイザー等にも援用する。

【別表1】交通費（公共交通機関）

移動距離（片道）	JR・私鉄	新幹線	バス	フェリー	飛行機
100km 未満	運賃		運賃	2等運賃	
100km 以上	運賃+特急	運賃+特急+指定	運賃	2等運賃	エコノミー

※移動距離は、自宅からの最寄りの鉄道駅またはバス停を起点とする。

※状況を勘案して、承認者の許可を得た場合は、100km 未満であっても特急及び指定の利用を認める。

【別表2】自家用車交通費

ガソリン代	高速道路料金	駐車料金
30 円/km	実費	実費

【別表3】宿泊費

都市	東京都	政令指定都市	その他の市町村
1泊（シングル）	12,000 円以内	10,000 円以内	8,000 円以内

※宿泊費上限額以内に限り朝食付を認める